

議案第155号 大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

それでは、議案第155号 大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、タブレット配信資料に基づき、ご説明申し上げます。

当条例の一部を改正する理由につきましては、滋賀県より子どもと障害者を対象とする医療費助成制度の拡充を行う方針が示されたことに伴い、大津市医療費助成条例について、所要の改正を行うものでございます。

改正の詳細について、次ページ以降にてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

まず、1点目は、子どもに対する医療費助成制度の拡充についてです。現在、中学校卒業までとしている医療費助成の対象者を18歳になる年度の末日までに拡充するものです。

拡充実施時期は、令和6年4月診療分からとします。

医療費の助成方法は、現物給付とし、県外受診等で受給券が使用で

きなかった場合は償還払とします。なお、自己負担額は現行どおりであり、参考として記載しておりますので、ご確認ください。

次に制度拡充に伴う財政負担は年間で約1億8000万円の増額と見込んでおり、拡充対象者は高校生世代分の約10,000人です。

次に2点目は、障害者に対する医療費助成制度の拡充についてです。

3ページをご覧ください。

障害者に対する医療費助成は、身体障害、知的障害、精神障害を対象として実施しております。精神障害者に対する医療費助成については精神科通院医療費助成事業として、精神科通院のみ、医療費助成を行っており、身体障害、知的障害のある方のような、全診療科目が医療費助成の対象となっているものではなく、障害の区分によって助成制度が異なっております。

については今回、精神障害者を始め、他の要件を満たされる方に対して、全診療科目の医療費助成が行えるよう、助成対象者を拡充するものでございます。拡充対象者は以下、記載のとおりで、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を始め、本市で既に助成対象要件があった方に

追加で要件を加えるものとしております。

拡充時期、医療費の助成の方法は、前ページで説明しました、子どもの拡充内容と同様で、令和6年4月診療分から実施し、現物給付にて助成を行います。

次に制度拡充に伴う財政負担は年間で約400万円の増額と見込んでおり、拡充対象者は約110人であります。

4ページをご覧ください。

現行の条例と改正(案)を示した助成対象者対比表を示しております。

赤字で記載の箇所が現行の条例から改正された助成拡充対象者の内容となっております。

5ページ以降は、今回の条例改正に係る部分の新旧対照表です。

以上で、議案第155号 大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。